

須賀川市水防計画

令和 7 (2025) 年 1 月修正

須 賀 川 市

目 次

第1章 総 則	P 1
第2章 水防組織	P 2
第1節 水防本部	P 2
第2節 本部組織	P 3
第3章 重要水防箇所	P 10
第4章 水防施設	P 12
第1節 水防倉庫の資器材備蓄基準	P 12
第2節 水防倉庫及び水中ポンプの資器材等備蓄状況	P 13
第3節 調達可能水防資材	P 17
第4節 輸送	P 17
第5節 費用負担と公用負担	P 17
第5章 水位、雨量の観測所	P 20
第1節 水位観測所	P 20
第2節 雨量観測所	P 20
第6章 気象情報、水防情報の連絡	P 22
第1節 水防通信連絡	P 22
第2節 通報と伝達の系統図	P 25
第7章 洪水予報及び水防警報	P 28
第1節 洪水予報	P 28
第2節 国土交通大臣が行う水防警報	P 29
第3節 福島県知事が行う水防警報	P 31
第8章 水防活動	P 34
第1節 水防巡視	P 34
第2節 出動及び水防活動	P 35
第3節 水防通報	P 36
第4節 協力及び応援	P 37
第5節 水防解除	P 37
第6節 水防活動の報告	P 37
第9章 水防演習	P 38
第10章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水予防のための措置	P 38

指定水防管理団体須賀川市水防計画

第 1 章 総 則

この水防計画は、水防法（昭和 24（1949）年法律第 193 号）第 4 条の規定に基づき、福島県知事から指定水防団体に指定された須賀川市が、同法第 1 条に規定する、洪水、雨水出水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、福島県の水防計画に応じて定めるものである。

なお、この計画は、須賀川市地域防災計画一般災害対策計画第 2 章災害応急対策計画の部門別計画として、水防活動に関する事項について、水防法第 33 条第 2 項の規定により、市町村防災会議の審議を経て定めるものである。

第2章 水 防 組 織

第1節 水 防 本 部

水防法第10条第3項及び気象業務法第14条の2の規定により、気象、洪水等についての水防活動を必要とする予報及び警報の通知があったときからその危険が解消するまでの間、市に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

1 設置基準

以下の(1)から(5)に示す事態が生じたときに設置する。

- (1) 以下に示す気象業務法の定めに基づく警報又は注意報が発表され、甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

ただし、各注意報の場合は、諸状況を判断のうえ、水防本部長(市長)が必要であると認めた場合に限り設置する。

特別警報：大雨特別警報

警 報：大雨、洪水の各警報

注 意 報：大雨、洪水の各注意報

- (2) 水防法第10条第2項及び第11条第1項による洪水予報が発表されたとき。
- (3) 水防法第16条第1項による水防警報が発表されたとき。
- (4) 市内において震度6(弱)以上の地震を観測したとき、若しくは震度5(弱)以上の地震により、河川施設等が被災し、水害が発生したとき、又は水害の発生するおそれがあるとき。
- (5) その他、水防本部長が必要であると認めたとき。

2 事務局

水防本部の事務局は、総務部市民安全課に置くものとする。

ただし、災害対策基本法(昭和36(1961)年法律第223号)の規定により、市に災害対策本部が設置された場合は、水防本部はこの組織に入り、水防事務を処理する。

3 水防本部の係員の非常参集

水防本部の業務開始の指令を受けた係員は、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

第2節 本部組織

1 本部組織編制

須賀川市水防本部組織編成表

	部名 (部長)	班名	(班長)
災害対策本部 本部長 市長 副本部長 副市長 教育長 本部員 企画政策部長 総務部長 財務部長 市民協働推進部長 文化交流部長 市民福祉部長 経済環境部長 建設部長 上下水道部長 会計管理者 議会事務局長 教育部長 須賀川地方広域消防組合消防長 須賀川警察署長 須賀川市消防団長			
	企画政策部 (企画政策部長)	企画政策課班 秘書広報課班 情報政策課班	(企画政策課長) (秘書広報課長) (情報政策課長)
	総務部 (総務部長)	行政管理課班 人事課班 市民安全課班	(行政管理課長) (人事課長) (市民安全課長)
	財務部 (財務部長)	財政課班 税務課班 収納課班	(財政課長) (税務課長) (収納課長)
	市民協働推進部 (市民協働推進部長)	市民協働推進課班 市民協働推進課 関係各施設班 生涯学習スポーツ課班 生涯学習スポーツ課 関係各施設班	(市民協働推進課長) (各施設の長) (生涯学習スポーツ課長) (各施設の長)
	文化交流部 (文化交流部長)	中央図書館班 長沼図書館班 岩瀬図書館班 文化振興課班 文化振興課 関係各施設班 観光交流課班 観光交流課 関係各施設班	(中央図書館長) (長沼図書館長) (岩瀬図書館長) (文化振興課長) (各施設の長) (観光交流課長) (各施設の長)
	市民福祉部 (市民福祉部長)	社会福祉課班 社会福祉課 関係各施設班 長寿福祉課班 長寿福祉課 関係各施設班 保険年金課班 健康づくり課班 市民課班 長沼市民サービスセンター班 岩瀬市民サービスセンター班	(社会福祉課長) (各施設の長) (長寿福祉課長) (各施設の長) (保険年金課長) (健康づくり課長) (市民課長) (長沼市民サービスセンター所長) (岩瀬市民サービスセンター所長)
	経済環境部 (経済環境部長)	農政課班 商工課班 環境課班	(農政課長) (商工課長) (環境課長)
	建設部 (建設部長)	道路河川課班 建築住宅課班 都市計画課班	(道路河川課長) (建築住宅課長) (都市計画課長)
	上下水道部 (上下水道部長)	経営課班 水道施設課班 下水道施設課班	(経営課長) (水道施設課長) (下水道施設課長)
	会計部 (会計管理者)	会計課班	(会計課長)
	教育部 (教育部長)	教育総務課班 学校教育課班 各小中学校班 岩瀬学校給食センター班 こども課班 こども課 関係各施設班	(教育総務課長) (学校教育課長) (各学校長) (所長) (こども課長) (各施設の長)

現地災害対策本部
 現地災害対策本部長、同副本部長、同本部員その他職員には、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局の職員については、必要に応じ本部長が要請するものとする。

2 任務分担表

部名 (部長)	班名 (班長)	分掌事務
企画政策部 (企画政策部長)	企画政策課班 (企画政策課長)	1 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送及びホームページ等による広報活動に関する事。 2 広報車による広報活動の支援に関する事。 3 部内の各班との連絡調整に関する事。 4 部内の他班の所掌に属さない事項。 5 特命による重要事項の調整に関する事。 6 その他応急対策に関する事。
	秘書広報課班 (秘書広報課長)	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害写真の撮影、収集、記録等に関する事。 3 その他応急対策に関する事。
	情報政策課班 (情報政策課長)	1 通信環境の確保に関する事。 2 その他応急対策に関する事。
総務部 (総務部長)	行政管理課班 (行政管理課長)	1 市議会との連絡及び市議会提出資料に関する事。 2 市庁舎の電源及び電話回線の確保に関する事。 3 市庁舎の被害の調査及び応急復旧に関する事。 4 庁用自動車の配車に関する事。 5 広報車による広報活動の調整に関する事。 6 部内の各班との連絡調整に関する事。 7 部内の他班の所掌に属さない事項。 8 その他応急対策に関する事。
	人事課班 (人事課長)	1 災害時における職員の動員及び調整に関する事。 2 職員の非常招集に関する事。 3 他の自治体等との間の職員派遣に関する事。 4 その他応急対策に関する事。
	市民安全課班 (市民安全課長)	1 防災会議に関する事。 2 本部長の命令の伝達に関する事。 3 本部の庶務に関する事。 4 気象情報の受信及び通報に関する事。 5 災害救助法（昭和 22(1947)年法律第 118 号）の適用及び実施に関する事。 6 公用令書の発行及びこれに伴う補償に関する事。 7 自衛隊の派遣要請に関する事。 8 警察署との連絡に関する事。 9 須賀川地方広域消防組合との連絡に関する事。 10 り災証明書の発行に関する事（災害対策本部を設置し、全庁体制となる災害を除く。）。 11 災害の情報の収集に関する事。 12 被害状況の結果整理及び報告に関する事。 13 危機管理における庁内調整に関する事。

財務部 (財務部長)	財政課班 (財政課長)	1 災害応急対策費の予算措置に関する事。 2 部内の各班との連絡調整に関する事。 3 部内の他班の所掌に属さない事項。 4 その他応急対策に関する事。
	税務課班 (税務課長)	1 被災住宅の調査に関する事。 2 り災証明書の発行に関する事(災害対策本部を設置し、全庁体制となる災害に限る。)。 3 被災証明書の発行に関する事。 4 その他応急対策に関する事。
	収納課班 (収納課長)	4 その他応急対策に関する事。
市民協働推進部 (市民協働推進部長)	市民協働推進課班 (市民協働推進課長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事。 2 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 各コミュニティセンター管内の災害情報収集に関する事。 4 部内の各班との連絡調整に関する事。 5 部内の他班の所掌に属さない事項。 6 その他応急対策に関する事。
	市民協働推進課関係施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関する事。 4 各コミュニティセンターにあっては、管内の災害情報の収集及び報告に関する事。 5 その他応急対策に関する事。
	生涯学習スポーツ課班 (生涯学習スポーツ課長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 3 その他応急対策に関する事。
	生涯学習スポーツ課関係施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関する事。 4 その他応急対策に関する事。
	中央図書館班 (中央図書館長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 3 その他応急対策に関する事。
	長沼、岩瀬図書館班 (長沼図書館長、岩瀬図書館長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 3 その他応急対策に関する事。
文化交流部 (文化交流部長)	文化振興課班 (文化振興課長)	1 文化財等の被害の調査に関する事。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 3 その他応急対策に関する事。
	文化振興課関係施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 3 その他応急対策に関する事。

市民福祉部 (市民福祉 部長)	観光交流課班 (観光交流課長)	1 救援物資の受付及び配布に関する事 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事 4 その他応急対策に関する事
	観光交流課関係施 設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に 4 関すること 4 その他応急対策に関する事
	社会福祉課班 (社会福祉課長)	1 り災に対する支援対策に関する事 2 り災義援金品の受付及び配付に関する事 3 避難所開設及び運営に関する事 4 り災地における生活保護世帯及び心身障がい者 (児)世帯の支援対策に関する事 5 災害ボランティアに関する事 6 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事 7 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事 8 部内の各班との連絡調整に関する事 9 部内の他班の所掌に属さない事項 10 その他応急対策に関する事
	長寿福祉課班 (長寿福祉課長)	1 り災地における高齢者世帯の支援対策に関する 2 こと 2 福祉避難所の開設及び運営に関する事 3 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事 4 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事 5 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に 6 関すること 6 その他応急対策に関する事
	保険年金課班 (保険年金課長)	1 避難所開設及び運営に関する事 2 その他応急対策に関する事
	健康づくり課班 (健康づくり課 長)	1 医薬品その他の衛生資材の確保及び配分に関する 2 こと 2 医療機関の被害の調査及びその対策に関する事 3 被害地における感染症の予防に関する事 4 災害時における応急医療及び助産に関する事 5 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事 6 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事 7 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に 8 関すること 8 その他応急対策に関する事
	市民課班 (市民課長)	1 梓衝市民サービスセンター管内の災害情報収集に 2 関すること 2 本部と梓衝市民サービスセンターとの連絡に 3 関すること

		3 その他応急対策に関すること。
	長沼、岩瀬市民サービスセンター班 (長沼市民サービスセンター所長、 岩瀬市民サービスセンター所長)	1 管内の災害情報の収集及び報告に関すること。 2 所管施設の電源及び電話回線の確保に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 5 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 6 その他応急対策に関すること。
経済環境部 (経済環境部長)	農政課班 (農政課長)	1 農林業の災害状況調査及び応急対策に関すること。 2 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関すること。 3 農業気象に関すること。 4 農産物の技術対策に関すること。 5 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 6 林業用施設等の被害の調査及び応急復旧に関すること。 7 農業用施設等の被害の調査及び応急復旧に関すること。 8 部内の各班との連絡調整に関すること。 9 部内の他班の所掌に属さない事項。 10 その他応急対策に関すること。
	商工課班 (商工課長)	1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料、寝具、ローソクその他生活必需品の調達に関すること。 2 商工業関係の被害の調査及びその対策に関すること。 3 被災者の就業に関すること。 4 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 5 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 6 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 7 その他応急対策に関すること。
	環境課班 (環境課長)	1 環境衛生に関すること。 2 原子力災害(放射性物質)の状況調査及びその対策に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
建設部 (建設部長)	道路河川課班 (道路河川課長)	1 道路、橋梁及び河川の被害の調査並びに応急復旧に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び交通路線の決定に関すること。 3 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関すること。 4 水防活動(水防資材の調達を含む。)に関すること。 5 部内の各班との連絡調整に関すること。

		6 部内の他班の所掌に属さない事項。 7 その他応急対策に関する事。
	建築住宅課班 (建築住宅課長)	1 市営住宅の被害の調査及び応急復旧に関する事。 2 応急仮設住宅の供与(建設型・借上型)に関する事。 3 公営住宅の空き住戸への一時受入れに関する事。 4 建築物の応急危険度判定に関する事。 5 住宅における障害物の除去に関する事。 6 住宅の応急修理に関する事。 7 その他応急対策に関する事。
	都市計画課班 (都市計画課長)	1 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関する事。 2 都市施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 3 区画整理事業区域内の被害の調査及び応急復旧に関する事。 4 その他応急対策に関する事。
会計部 (会計管理者)	会計課班 (会計課長)	1 災害応急対策に要する経費の出納に関する事。 2 災害救助寄附金の出納に関する事。 3 その他応急対策に関する事。
上下水道部 (上下水道部長)	経営課班 (経営課長)	1 飲料水、医療用水等の供給に関する事。 2 部内の各班との連絡調整に関する事。 3 部内の他班の所掌に属さない事項。 4 その他応急対策に関する事。
	水道施設課班 (水道施設課長)	1 配水施設及び付属施設の被害の調査並びに応急復旧に関する事。 2 取水、導水、浄水、送水及び配水池の被害の調査並びに応急復旧に関する事。 3 その他応急復旧に関する事。
	下水道施設課班 (下水道施設課長)	1 下水道施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 3 その他応急復旧に関する事。
教育部 (教育部長)	教育総務課班 (教育総務課長)	1 事務局内の職員の動員に関する事。 2 教育関係施設の緊急利用に関する事。 3 公立学校施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 4 事務局内の各班との連絡調整に関する事。 5 事務局内の他班の所掌に属さない事項。 6 その他応急対策に関する事。
	学校教育課班 (学校教育課長)	1 被害地の応急教育及び教職員の動員に関する事。 2 り災した児童生徒の保健管理及び学校給食に関する事。 3 り災した児童生徒に対する学用品の支給に関する事。 4 その他応急対策に関する事。

各小中学校・義務 教育学校班 (各学校長)	1 児童生徒の避難及び救護に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 5 その他応急対策に関すること。
岩瀬学校給食セン ター班 (所長)	1 り災した児童生徒の学校給食に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
こども課班 (こども課長)	1 り災地における児童及び母子世帯の救護対策に関すること。 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 その他応急対策に関すること。
こども課関係各施 設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。

第3章 重要水防箇所

1 重要水防箇所

阿武隈川(国直轄管理)

図面番号 評定種別	距離標	地区名	左右 岸別	堤防 (m)	工作物 (箇所)	対策水防 工法名	管 轄 分団名
58 下江持橋	97.0K+10	森宿	左岸		1		第4分団 第6分団
59 越水(溢水)	97.2K 98.2K	堤浜	〃	822 822		積土のう	第2分団
60 堤体漏水	97.4K+170 99.4K+110	〃	〃	1,940 200		シート張	第2分団 第3分団
61 江持橋	98.0K+150	〃	〃		1		第2分団 第3分団 第6分団
62 越水(溢水)	98.6K 98.8K	〃	〃	208 208		積土のう	第3分団
63 越水(溢水)	98.8K 99.6K	浜尾	〃	782 782		積土のう	第3分団
64 越水(溢水)	100.2K 100.4K	〃	〃	217 217		積土のう	第3分団
65 越水(溢水)	100.6K 101.2K	〃	〃	571 571		積土のう	第3分団
66 堤体漏水	100.8K+100 103.4K+110	〃	〃	2,610 510		シート張	第3分団
67 越水(溢水)	101.2K 101.4K	和田	〃	139 139		積土のう	第3分団
68 越水(溢水)	101.4K 102.0K	〃	〃	725 725		積土のう	第3分団
69 雲水峯大橋	101.4K+10	〃	〃		1		第3分団 第8分団
70 越水(溢水)	102.2K 102.4K	〃	〃	216 216		積土のう	第3分団
71 越水(溢水)	102.6K 103.2K	〃	〃	514 514		積土のう	第3分団
72 基礎地盤漏水	102.8K+100 103.4K+110	〃	〃	610 0		月の輪工 釜段工	第3分団
73 越水(溢水)	103.2K 103.4K	〃	〃	210 210		積土のう	第3分団
74 小作田橋	103.2K+95	〃	〃		1		第3分団 第8分団
75 越水(溢水)	104.2K 108.0K	前田川	〃	3,800 3,800			第3分団
76 男滝橋	105.4K+30	〃	〃		1		第3分団 第8分団
110 越水(溢水)	95.8K 96.8K	江持	右岸	1,108 1,108		積土のう	第6分団
111 越水(溢水)	97.2K 98.0K	〃	〃	762 762		積土のう	第6分団
112 基礎地盤漏水	98.2K+100 99.6K+100	〃	〃	1,400 100		月の輪工 釜段工	第6分団
113 越水(溢水)	98.4K 99.0K	〃	〃	362 362		積土のう	第6分団
114 堤体漏水	98.8K+100 99.6K+100	〃	〃	800 0		シート張	第6分団
115 越水(溢水)	99.0K 100.2K	浜尾	〃	722 722		積土のう	第6分団
116 越水(溢水)	100.2K 100.6K	〃	〃	433 433		積土のう	第6分団
117 堤体漏水	101.4K+100 102.2K+130	雲水峯	〃	830 630		シート張	第8分団
118 基礎地盤漏水	101.4K+100 102.2K+130	〃	〃	830 0		月の輪工 釜段工	第8分団
119 越水(溢水)	101.6K 101.8K	〃	〃	198 198		積土のう	第8分団
120 越水(溢水)	102.6K 103.0K	〃	〃	419 419		積土のう	第8分団
121 堤体漏水	102.6K+130 103.2K+75	〃	〃	545 0		シート張	第8分団
122 基礎地盤漏水	102.6K+130 103.8K+60	〃	〃	1,130 0		月の輪工 釜段工	第8分団
123 越水(溢水)	103.0K 103.2K	〃	〃	211 211		積土のう	第8分団
124 越水(溢水)	103.2K 103.8K	〃	〃	590 590		積土のう	第8分団
125 堤体漏水	103.6K+75 103.8K+60	市野間	〃	185 0		シート張	第8分団
126 越水(溢水)	103.8K 107.8K	〃	〃	3,805 3,805		積土のう	第8分団

釈迦堂川(国直轄管理)

図面番号 評定種別	距離標	地区名	左右 岸別	堤防 (m)	工作物 (箇所)	対策水防 工法名	管 轄 分団名
139 堤体漏水	0.0K-100 0.6K+100	釈迦堂川	左岸	800 0		シート張	第2分団
140 基礎地盤漏水	0.0K+100 0.6K+100	〃	〃	600 0		月の輪工 釜段工	第2分団
141 越水(溢水)	0.2K+5 1.6K	〃	〃	1,259 1,259		積土のう	第2分団
142 未来大橋	0.6K+80	〃	〃		1		第2分団
143 中宿橋	1.0K+95	〃	〃		1		第2分団
144 越水(溢水)	1.6K 1.8K	〃	〃	185 185		積土のう	第2分団
145 新橋(釈迦堂川)	1.6K+180	〃	〃		1		第2分団
146 越水(溢水)	0.0K 1.2K+130	〃	右岸	1,424 1,424		積土のう	第2分団
147 堤体漏水	0.6K+100 1.0K	〃	〃	300 0		シート張	第2分団
148 須賀川排水樋門	1.2K	〃	〃		1		第2分団

県管理河川

図面番号 評定種別	河川名	地区名	左右 岸別	堤防 (m)	工作物 (箇所)	対策水防 工法名	管 轄 分団名
15 堤防高	滑川	東町	両岸	1,580		積土のう	第7分団
16 漏水	釈迦堂川	館取町	右岸	400		月の輪工	第2分団
17 漏水	釈迦堂川	牛袋町 影沼町	両岸	440		シート張 木流し	第4分団

2 重要水防要注意区間

阿武隈川(国直轄管理)

図面番号 評定種別	距離標	地区名	左右 岸別	新堤防 旧川跡(m)	対策水防 工法名	管 轄 分団名	備 考
19 旧河道	97.0K+20 97.0K+140	森宿	左岸	152 152		第2分団	
20 旧河道	97.6K+20 97.6K+100	堤浜	〃	75 75		第2分団	
21 旧河道	97.8K+40 97.8K+80	〃	〃	35 35		第2分団	
22 旧河道	98.0K+160 98.2K+20	〃	〃	67 67		第3分団	
23 旧河道	98.4K+100 98.6K+130	〃	〃	242 242		第3分団	
24 旧河道	98.8K+130 99.0K+70	浜尾	〃	140 140		第3分団	
25 旧河道	99.6K+20 99.8K	〃	〃	33 33		第3分団	
26 旧河道	100.2K 100.4K+50	〃	〃	250 250		第3分団	
27 旧河道	102.4K+70 102.6K+50	和田	〃	178 178		第3分団	
42 旧河道	97.0K+160 97.2K+150	江持	右岸	260 260		第6分団	
43 旧河道	97.6K+80 97.8K+150	〃	〃	214 214		第6分団	
44 旧河道	99.0K+60 99.2K	浜尾	〃	138 138		第6分団	
45 旧河道	99.4K+20 99.4K+120	〃	〃	103 103		第6分団	
46 新堤防	103.4K+10 103.6K+75	市野関	〃	275 275		第8分団	

釈迦堂川(国直轄管理)

図面番号 評定種別	距離標	地区名	左右 岸別	新堤防 旧川跡(m)	対策水防 工法名	管 轄 分団名	備 考
47 旧河道	0.6K 0.6K+100	釈迦堂川	右岸	105 105		第2分団	
48 旧河道	0.6K+190 0.8K+40	釈迦堂川	右岸	51 51		第2分団	

※重要水防要注意区間

「破堤跡又は旧川跡」の箇所は、地質的に脆弱である場合が多いと考えられることから、その履歴を残すために所要の対策を施工した後も「要注意区間」としたものである。

(「令和5(2023)年度 阿武隈川上流重要水防計画書」より抜粋)

第4章 水防施設

第1節 水防倉庫の資器材備蓄基準

1 水防資材取扱要領

- (1) 資材の使用に際しては、水防以外のいかなる工事にも使用することを許さないものとする。
- (2) 資材の受払いについては、帳簿を常に記入しておかなければならない。

2 水防倉庫の資器材備蓄基準

次の基準をもとに、危険区域の実態に即応した、必要な資器材等を備えておくものとする。

品名・規格		単位	数量	品名・規格		単位	数量
器 材	スコップ	丁	20	資 材	杭木(長 0.6～1m、末口 5～9cm)又は鉄筋杭(径 16mm 以上)	本	300
	掛 矢	丁	5		土 の う 袋	袋	500
	おの	丁	5		ビニールシート	袋	60
	鋸	丁	5		縄 (110～140m／巻)	巻	20
	鎌	丁	5		鉄 線 (# 1 0)	Kg	20
	ペンチ	丁	5		大型土のう袋 (r1.0m × h1.1m)	袋	50

(備考)

- 1 上記のほか、水防工法上必要な資器材を若干量備蓄しておくこと。
- 2 土のう等に使用する土砂は、水防用地から採取することとし、水防用地が無い、又は採取自体が困難な地区については、適当に土砂を備蓄すること。
また、水防用地はその管理を適切に行い、土砂量の把握に努めること。
- 3 資器材の規格については、実情に応じて変更すること。

第2節 水防倉庫及び水中ポンプの資機材等設備状況

1 水防倉庫並びに備蓄資機材一覧

水防倉庫	浜 尾					
所 在 地	須賀川市浜尾字猫沼90					
備蓄資材・機材内訳	備 蓄 器 材			備 蓄 資 材		
	品 名	基準数量	現有数量	品 名	基準数量	現有数量
	スコップ	20丁	39丁	土のう袋	500袋	1,400袋
	掛 矢	5丁	22丁	ビニールシート	60枚	60枚
	ペンチ	5丁	17丁	大型土のう袋	50袋	60袋
	斧	5丁	11丁	吸水性土のう袋		310袋
	鋸	5丁	5丁			
	鎌	5丁	24丁			
	な た		10丁			
	つるはし		10丁			
	唐ぐわ		21丁			
	シノ		23丁			

水防倉庫	堤					
所 在 地	須賀川市堤字神明前75-1					
備蓄資材・機材内訳	備 蓄 器 材			備 蓄 資 材		
	品 名	基準数量	現有数量	品 名	基準数量	現有数量
	スコップ	20丁	36丁	杭 木	300本	428本
	掛 矢	5丁	20丁	又は鉄筋杭		100本
	ペンチ	5丁	15丁	土のう袋	500袋	2138袋
	斧	5丁	6丁	ビニールシート	60枚	60枚
	鋸	5丁	5丁	縄	20巻	20巻
	鎌	5丁	25丁	鉄線（＃10）	100kg	489kg
	な た		16丁	大型土のう袋	50袋	50袋
	つるはし		5丁	かます		200袋
	唐ぐわ		14丁			
	シ ノ		3丁			

水防倉庫	上江持					
所 在 地	須賀川市江持字鐘突田37-8					
備蓄資材・機材内訳	備 蓄 器 材			備 蓄 資 材		
	品 名	基準数量	現有数量	品 名	基準数量	現有数量
	スコップ	20丁	48丁	杭 木	300本	270本
	掛 矢	5丁	15丁	又は鉄筋杭		95本
	ペンチ	5丁	9丁	土のう袋	500袋	3657袋
	斧	5丁	6丁	ビニールシート	60枚	60枚
	鋸	5丁	5丁	縄	20巻	20巻
	鎌	5丁	5丁	鉄線（＃10）	100kg	325kg
	な た		15丁	大型土のう袋	50袋	50袋
	つるはし		5丁	鉄 杭		15本
	唐ぐわ		11丁			
	ワイヤカッター		2丁			
	ハンマー		2丁			
	シ ノ		3丁			

水防倉庫	長沼					
所 在 地	須賀川市長沼字町頭9-1					
備蓄資材・機材内訳	備 蓄 器 材			備 蓄 資 材		
	品 名	基準数量	現有数量	品 名	基準数量	現有数量

2 水中ポンプ及び機材一覧表

内水排除活動用資機材として、次表の資機材を整備し、円滑な活動に備えるものとする。

(1) 道路河川課管理水中ポンプ等

ポンプ番号	6号機	設置地区・樋門名	滑川・フラップゲート	排水能力	14m³/分
倉庫（施設）名称	西川格納庫		所在地	須賀川市西川町101	
備蓄資材・ 機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名		整備数量	品名	整備数量
	水中ポンプ(移動式)		1台	立ち上がり用ホース	3本
	運転制御盤		1台	排水ホース	3本
	発電器		1台	投光器、工具類	1セット

ポンプ番号	1号機	設置地区・樋門名	館取町・丸田樋門		排水能力	14m³/分
	2号機	設置地区・樋門名	館取町・丸田樋門		排水能力	14m³/分
倉庫（施設）名称	館取町内水排水ポンプ場		所在地	須賀川市館取町79		
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材			備蓄機材		
	品名		整備数量	品名		整備数量
	水中ポンプ(固定式)		2台	立ち上がり用ホース		0本
	運転制御盤		2台	排水ホース		2本
	発電器		2台	投光器、工具類		2セット

ポンプ番号	7号機	設置地区・樋門名	仲の町・釈迦堂樋門	排水能力	14m ³ /分
倉庫（施設）名称	古屋敷格納庫		所在地	須賀川市古屋敷87－6	
備蓄資材・ 機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	水中ポンプ（移動式）	1台	立ち上がり用ホース	3本	
	運転制御盤	1台	排水ホース	3本	
	発電器	1台	投光器、工具類	2セット	

ポンプ 番号	3 号機	設置地区・樋門名	江持・江持第 2 樋管		排水能力	14m³/分
	4 号機	設置地区・樋門名	江持・江持第 2 樋管		排水能力	14m³/分
	8 号機	設置地区・樋門名	江持・江持第 2 樋管		排水能力	14m³/分
	10号機	設置地区・樋門名	江持・江持第 2 樋管		排水能力	14m³/分
倉庫（施設）名称		江持地区内水排水ポンプ場		所 在 地	須賀川市江持字中江持地内	
備蓄資材・ 機材内訳	備 蓄 機 材			備 蓄 機 材		
	品 名		整備数量	品 名		整備数量
	水中ポンプ(固定式)		4 台	立ち上がり用ホース		5 本
	運転制御盤		4 台	排水ホース		6 本
	発電器		4 台	投光器、工具類		4 本

ポンプ番号	9号機	設置地区・樋門名	市野関・小作田第二樋門	排水能力	4 m ³ /分
倉庫（施設）名称	一里坦防災倉庫		所在地	須賀川市一里坦19－13	
備蓄資材・ 機材内訳	備蓄機材			備蓄機材	
	品名		整備数量	品名	整備数量
	水中ポンプ（移動式）		1台	立ち上がり用ホース	3本
	運転制御盤		1台	排水ホース	3本
	発電器		1台	投光器、工具類	1セット

ポンプ 番号	5号機	設置地区・樋門名	仲の町・釈迦堂樋管		排水能力	14m ³ /分
	11号機	設置地区・樋門名	仲の町・釈迦堂樋管		排水能力	14m ³ /分
倉庫（施設）名称	仲の町内水排水ポンプ場		所 在 地	須賀川市江持字中丸地内		
備蓄資材・ 機材内訳	備 蓄 機 材			備 蓄 機 材		
	品 名		整備数量	品 名		整備数量
	水中ポンプ(固定式)		2 台	立ち上がり用ホース		2 本
	運転制御盤		2 台	排水ホース		4 本 2本
	発電器		2 台	投光器、工具類		2セット

ポンプ 番号	12号機	設置地区・樋門名	牛袋町・堀底樋門		排水能力	14m ³ /分
	14号機	設置地区・樋門名	牛袋町・堀底樋門		排水能力	14m ³ /分
倉庫（施設）名称	牛袋地区内水排水ポンプ場		所 在 地	須賀川市牛袋町 5		
備蓄資材・ 機材内訳	備 蓄 機 材			備 蓄 機 材		
	品 名		整備数量	品 名		整備数量
	水中ポンプ(固定式)		2 台	立ち上がり用ホース		6 本
	運転制御盤		2 台	排水ホース		6 本
	発電器		2 台	投光器、工具類		2 セット

ポンプ番号	13号機	設置地区・樋門名	小作田・小作田第一樋門	排水能力	14 m ³ /分
倉庫（施設）名称	西川格納庫		所在地	須賀川市西川町101	
備蓄資材・ 機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名		整備数量
	水中ポンプ（移動式）	1台	立ち上がり用ホース		3本
	運転制御盤	1台	排水ホース		3本
	発電器	1台	投光器、工具類		1セット

(2) 下水道施設課管理水中ポンプ等

ポンプ番号		設置地区・樋門名	西部2号雨水幹線樋門	排水能力	294m³/分
倉庫（施設）名称	西部2号雨水幹線内水排水処理施設		所在地	須賀川市館取町79	
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名		整備数量	品名	整備数量
	ゲート式水中ポンプφ1000(固定)		2台	燃料小出し槽(950L)	1基
	操作盤・受変電設備等		1式	地下燃料貯留槽(6000L)	1基
	非常用発電機		1台	ローラーゲート	1基
附帯施設	雨水貯留施設（西川中央公園） 貯留能力25,000m³ （都市計画課管理）				

ポンプ番号		設置地区・樋門名	須賀川(下の川)右岸	排水能力	36.84m ³ /分
倉庫(施設)名称	古屋敷右岸内水排水処理施設	所在地	須賀川市前川2		
備蓄資材・ 機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	ゲート式水中ポンプφ600(固定)	2台	燃料小出し槽(950L)	1基	
	操作盤・受変電設備等	1式	ローラーゲート	1基	
	非常用発電機	1台			

ポンプ番号	No. 1	設置地区・樋門名	須賀川(下の川)左岸	排水能力	7.86m ³ /分
	No. 2	設置地区・樋門名	須賀川(下の川)左岸	排水能力	7.86m ³ /分
倉庫(施設)名称	古屋敷左岸内水排水処理施設	所在地	須賀川市北町57-1		
備蓄資材・ 機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	水中ポンプφ300(固定)	2台	燃料小出し槽(390L)	1基	
	操作盤・受変電設備等	1式	フラップゲート	1基	
	非常用発電機	1台			

3 水防センターび資材一覧表

倉庫名称	須賀川地区河川防災ステーション	所在地	須賀川市柳山1186-5		
構造	木造平屋建	面積	107.66m ²		
備蓄資材・ 機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	土のう袋	48枚			

第3節 調達可能水防資材

備蓄資材の使用または損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるため、水防資材取扱業者の連絡先、調達可能資材等の確認をしておくものとする。

なお、各分団において状況の急変等により水防本部に要請する時間的余裕がないときは、各分団長は当該地域の業者等により調達するものとする。この場合はその旨を水防本部長あて報告するものとする。

第4節 輸 送

- 1 水防資材、器具の輸送のためトラックなどの運搬具を配備し、必要に応じて緊急輸送に当たらせるものとする。
- 2 緊急のため運搬車両の不足を生じ、やむをえない場合は官民を問わずあらゆる輸送機関をこれに優先努力させるものとし、この場合警察署長等に連絡応援を求めるものとする。

第5節 費用負担と公用負担

- 1 費用負担（根拠法令 水防法第41条第42条）

須賀川市域の水防に要する費用は当該水防団体である須賀川市が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との間で協議によって定める。

また、須賀川市の水防によって須賀川市以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。

- 2 公用負担（根拠法令 水防法第28条）

水防のため緊急の必要があるときは、市長、須賀川市水防（消防）団長又は須賀川地方広域消防本部消防長は、次の権限を行使することができる。ただし、損失を受けた者に対し、時価により損失を補償しなければならない。

- ・ 必要な土地の一時使用
- ・ 土石、竹木その他の資材の使用

- ・車両、その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用
- ・工作物その他の障害物の処分

(1) 公用負担権限証明書

水防法第 28 条により公用負担を命じる権限を行使する者は、下記証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示すべきものとする。

第 号 公用負担権限証明書 須賀川市消防団 何 某 上記の者〇〇〇区域における水防 法第 28 条第 1 項の権限行使を委任 することを証明する。 年 月 日 須賀川市長 印	水防法 第 28 条 水防のため緊急の必要があるときは、 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水 防の現場において、必要な土地を一時使用し、 土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収 用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用 機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処 分することができる。 2 前項に規定する場合において、水防管理 者から委任を受けた者は、水防の現場におい て、必要な土地を一時使用し、土石、竹木そ 他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用 機器若しくは排水用機器を使用することがで きる。 3 水防管理団体は、前二項の規定により損 失を受けた者に対し、時価によりその損失を 補償しなければならない。
---	---

(2) 公用負担命令票

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として下記のような命令票を目的物の所有者又はこれらに準ずる者に渡した後に、これを行うものとする。

第	号	公用負担命令票			
1	目 的 物	種 類	○ ○ ○	数 量	○ ○ ○
2	負担の内容	使用、収用、処分			
		年	月	日	
		○ ○ 様			
須賀川市長					印
事務担当					印

第5章 水位、雨量の観測所

第1節 水位観測所

1 水防活動に必要とする量水標 (単位：m)

番号	河川名	量水標の名称	位 置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	通報先(管理者)
1	阿武隈川	須賀川水位	江持字中丸	3.50	4.50	7.10	7.70	福島河川国道事務所
2	釈迦堂川	西川水位(県)	牛袋町	3.20	4.00	4.90	5.70	須賀川土木事務所
3	滑 川	関下水位	仁井田字四十担	1.30	1.80	2.24	2.76	須賀川土木事務所
4	江 花 川	長沼水位	長沼字西弥吾	1.60	2.00	—		須賀川土木事務所

2 その他の量水標 (単位：m)

番号	河川名	量水標の名称	位 置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	通報先(管理者)
1	釈迦堂川	西川水位(国)	影沼町	2.70	3.10	4.50	5.40	福島河川国道事務所
2	阿武隈川	小作田水位	小作田字西舘	—	—	—		福島河川国道事務所

第2節 雨量観測所

1 水防活動に必要とする観測所

番号	管理機関	観測所名	所 在 地	観 測 員
1	福 島 県	須賀川土木事務所(須賀川雨量)	大町 33	須賀川土木事務所
2	福 島 県	岩瀬雨量	柱田字中地前 2	須賀川土木事務所
3	福 島 県	大栗観測所	大栗字池ノ久保	須賀川土木事務所
4	国土交通省	長沼観測所	長沼字殿町 42	福島河川国道事務所

2 その他の観測所

番号	管理機関	観測所名	所在地	観測員
1	国土交通省	須賀川観測所	江持字中丸 238-1	福島河川国道事務所
2	須賀川市	西川浄水場	大袋町 213	須賀川市
3	消防本部	須賀川地方広域消防本部	丸田町 153	消防本部

第6章 気象情報、水防情報の連絡

第1節 水防通信連絡

1 水防関係機関連絡表

通報先	局 名	電話番号	ファクシミリ番号
須賀川市役所	須賀川 0248	88-9185	73-4160
須賀川地方広域消防本部	須賀川 0248	代 76-3111	75-3917
須賀川消防署長沼分署	須賀川 0248	代 67-3303	67-2059
須賀川警察署	須賀川 0248	代 75-2121	75-2121
須賀川土木事務所	須賀川 0248	75-3196	63-2028
県中保健福祉事務所	須賀川 0248	代 75-7800	75-7824
県中地方振興局	郡 山 024	935-1295	925-9026
県中建設事務所	郡 山 024	935-1459	935-1505
東北地方整備局福島河川 国道事務所郡山出張所	郡 山 024	943-6591	943-6592
陸上自衛隊福島駐屯地	福 島 024	代 539-1212	539-1212
東北地方整備局福島河川 国道事務所	福 島 024	代 546-4331	546-3092
福島県河川整備課	福 島 024	521-7483	521-7952
福島県災害対策課	福 島 024	521-7194	521-7920

2 庁内水防用務連絡表（主管課）

部 名	連絡担当課	電話番号
企画政策部	企画政策課	88-9111
総務部	行政管理課	88-9120
	市民安全課	88-9185
財務部	財政課	88-9121
市民協働推進部	市民協働推進課	94-4431
	生涯学習スポーツ課	88-9171
文化交流部	文化振興課	88-9172
市民福祉部	社会福祉課	88-8111
経済環境部	農 政 課	88-9140
建 設 部	道路河川課	88-9148
上下水道部	経 営 課	63-7118
会計部	会 計 課	88-9161
教育部	教育総務課	88-9166

3 退庁後水防連絡表

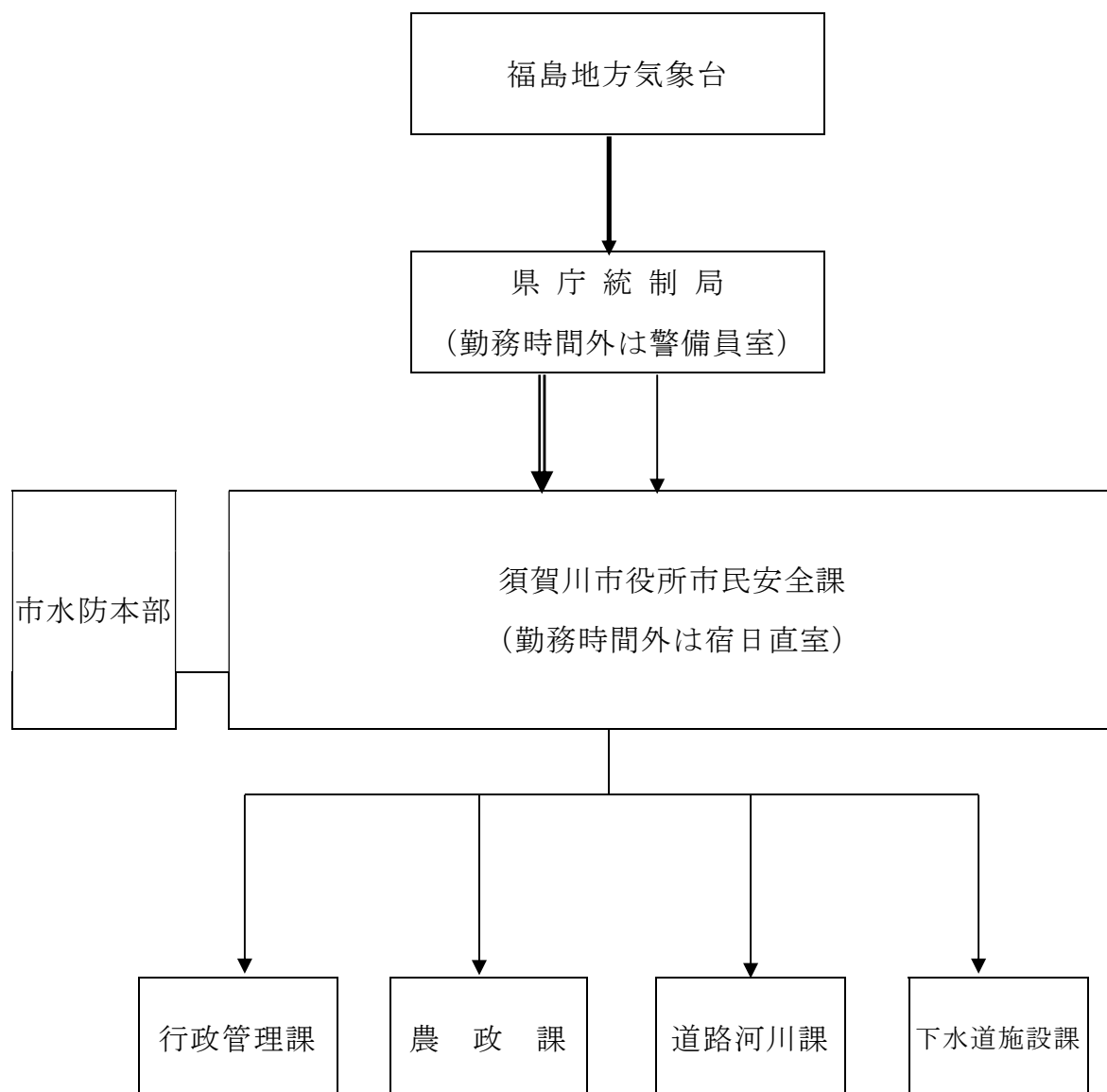


==== 県総合情報通信ネットワーク

_____ 有 線 電 話 ・ 携 帯 電 話

第2節 通報と伝達の系統図

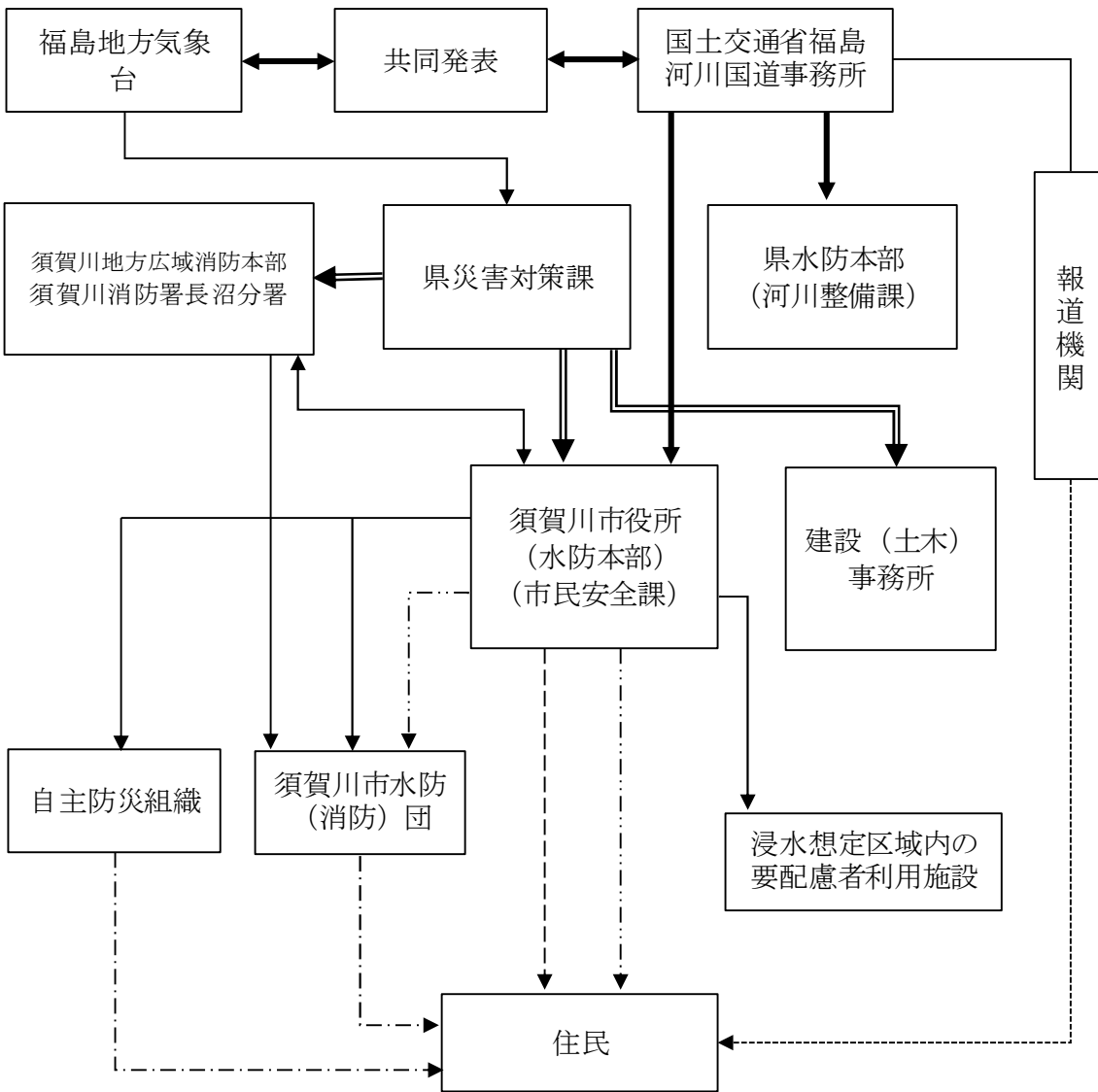
1 水防用気象予警報伝達系統図



※気象状況に応じて伝達する。

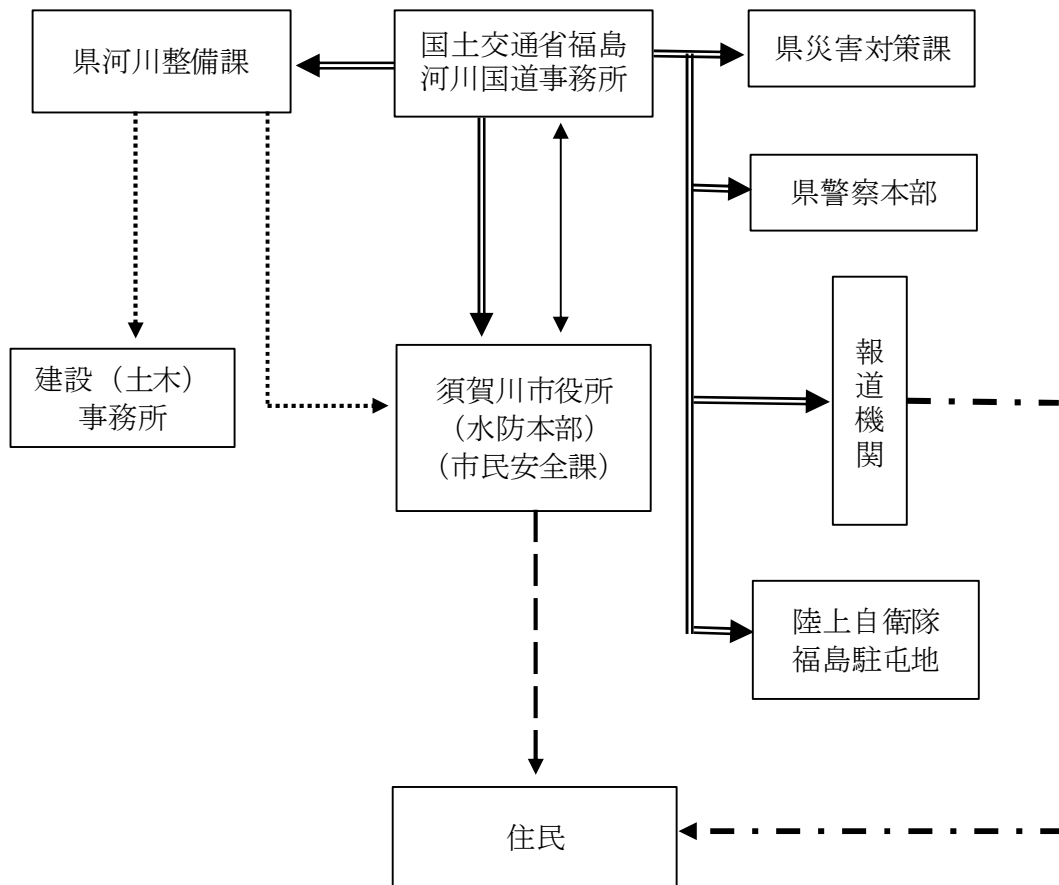
—————	防災情報提供システム
=====	県総合情報通信ネットワーク
—————	有線電話・FAX・メール・チャットツール

2 阿武隈川（上流）洪水予報伝達系統図



- | | |
|-----------|-------------------|
| ————— | 洪水予警報等作成システム（FAX） |
| ===== | 県総合情報通信ネットワーク |
| ————— | 有線電話・FAX・メール |
| ----- | ラジオ・テレビ |
| ----- | 広報車・ホームページ・SNS |
| - - - - - | サイレン・警鐘・口頭 |
| - - - - - | 防災行政無線 |

3 釈迦堂川水位周知情報伝達系統図



- 加入電話
- 福島県総合情報通信ネットワーク
- — — — — 広報車・ホームページ・SNS
- . - . - . - . - . ラジオ・テレビ等
- ===== 洪水予警報等作成システム (FAX)

第 7 章 洪水予報及び水防警報

第 1 節 洪水予報

水防法第 10 条の第 2 項及び第 11 条の第 1 項の規定に基づき国土交通省福島河川国道事務所及び県が福島地方気象台と共同して洪水予報を発表する河川は次のとおりである。

1 阿武隈川上流洪水予想

水系名	河川名	予報区間	基準地点	担当官署名
阿武隈川	阿武隈川	左岸 福島県西白河郡矢吹町中沖 727 番 1 地先の県道橋下流端 右岸 福島県石川郡玉川村大字小高 字石場 37 番 7 地先の 県道橋下流端 福島・宮城県境	玉城橋 須賀川 阿久津 本宮 二本松 福島 伏黒	福島河川国道事務所 福島地方気象台 【共同発表】
	釈迦堂川	左岸 福島県須賀川市 中宿 96 の 1 番地先 右岸 福島県須賀川市 古屋敷 108 番地先 阿武隈川合流地点	須賀川	

2 水位周知

水防法第 13 条の規定により国土交通大臣又は県知事が洪水予報以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川において避難判断水位（避難の目安となる水位）を定め周知する河川は次のとおりである。

(1) 国土交通大臣指定河川

河川名	事務所名	市町村名	観測所名	避難判断水位	発表区間
釈迦堂川	福島河川 国道事務所	須賀川市	西川水位 観測所 (国)	4.50m (T. P. 238.898m)	(左岸) 国道4号 から 中宿橋 (釈迦堂橋)
					(右岸) 国道4号 から 中宿橋 (釈迦堂橋)

(2) 福島県知事指定河川

河川名	事務所名	市町村名	観測所名	避難判断水位	発表区間
釈迦堂川	須賀川 土木事 務所	須賀川市	西川水位 観測所	4.90m (T. P. 239.26m)	(左岸) 牛袋町 から 陣場町 (東北自動車道橋) (国道4号橋)
					(右岸) 影沼町 から 館取町 (東北自動車橋) (国道4号橋)
滑川	須賀川 土木事 務所	須賀川市	関下水位 観測所	2.24m (T. P. 242.14m)	(左岸) 仁井田字僧内 から 宮の杜 (関下水位観測所) (準用河川辰根川合流点)
					(左岸) 仁井田字四十担 から 森宿字ビワノ首 (関下水位観測所) (準用河川辰根川合流点)

第2節 国土交通大臣が行う水防警報

水防法第16条の規定により国土交通大臣が水防警報を行う指定河川、警報事項等は次のとおりである。

1 阿武隈川

(1) 水防警報を行う区域

河川名	観測所名	水防管理団体及び実施区域		水防警報発表区域
		水防管理団体	実施区域	
阿武隈川	玉城橋	鏡石町 矢吹町 玉川村	(左) 西白河郡矢吹町中沖地先 (うつくしま大橋) から 須賀川市前田川字二枚橋地先(乙字大橋) まで (右) 石川郡玉川村大字小高石場地先 (うつくしま大橋) から 石川郡玉川村大字竜崎字滝山地先 まで	矢吹町・玉川村 うつくしま大橋 から 須賀川市乙字大橋 まで

河川名	観測所名	水防管理団体及び実施区域		
		水防管理団体	実施団体	
阿武隈川	須賀川	玉川村 須賀川市	(左) 須賀川市前田川字二枚橋地先 から (乙字大橋) 須賀川市滑川字十貫内地先 まで (右) 石川郡玉川村大字竜崎字滝山地先 から (乙字大橋) 須賀川市江持字赤坂地先 まで	須賀川市乙字大橋 から 郡山市御代田橋 まで

(2) 水防警報の対象となる水位観測所 (単位：m)

河川名	観測所	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)
阿武隈川	須賀川	須賀川市江持	3.50	4.50	7.10	7.70
	玉城橋	玉川村大字小高	3.60	4.80	5.20	6.10

(3) 水防警報発表者 国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所長

(4) 対象水位観測所の水防警報の発表時期の基準

河川名	観測所	待機	準備	出動	解除	その他
阿武隈川	須賀川	水位 3.50mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位 4.00mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位 4.50mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水防作業の必要がなくなるとき	適宜洪水情報を通報する
	玉城橋	水位 3.60mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位 4.10mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位 4.80mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水防作業の必要がなくなるとき	適宜洪水情報を通報する

2 釈迦堂川

(1) 水防警報を行う区域

河川名	観測所名	水防管理団体及び実施区域		水防警報発表区域
		水防管理団体	実施区域	
釈迦堂川	西川(国)	須賀川市	(左) 国道4号(釈迦堂橋) から 中宿橋 まで (右) 国道4号(釈迦堂橋) から 中宿橋 まで	国道4号 から 中宿橋 まで

(2) 水防警報の対象となる水位観測所 (単位：m)

河川名	観測所	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)
釈迦堂川	西川(国)	須賀川市江持字中丸	2.70	3.10	4.50	5.40

(3) 水防警報発表者 国土交通省東北地方備局福島河川国道事務所長

(4) 対象水位観測所の水防警報の発表時期の基準

河川名	観測所	待機	準備	出動	解除	その他
釈迦堂川	西川(国)	水位 2.70m に達し氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位 2.90m に達しなお上昇のおそれがあるとき	水位 3.10m に達しなお上昇のおそれがあるとき	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する

第3節 福島県知事が行う水防警報

1 釈迦堂川

(1) 水防警報を行う区域

河川名	区 域
釈迦堂川	左岸 須賀川市牛袋町(東北自動車道橋) から 須賀川市陣場町(国道4号橋) まで 右岸 須賀川市影沼町(東北自動車道橋) から 須賀川市館取町(国道4号橋) まで

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (危険水位)	計画 洪水量 (m^3/s)
釈迦堂川	西川水位 (県)	須賀川市 牛袋町	3.20m	4.00m	4.90m	5.70m	1,800

(3) 水防警報発表者 福島県須賀川土木事務所長

(4) 対象水位観測所の水防警報の発表時期の基準

河川名	観測所	待機	準備	出動	解除	水位	その他
釈迦堂川	西川水位 (県)	水位 3.20m に達し、氾濫注意水位以上になるとわかれるとき	水位 3.60m に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位 4.00m に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り、水防作業がなくなったとき	水位は 1 時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する

2 滑川

(1) 水防警報を行う区域

河川名	区 域
滑川	左岸 須賀川市仁井田字僧内(関下水位観測所) から 須賀川市宮の杜(準用河川辰根川合流点) まで 右岸 須賀川市仁井田字四十担(関下水位観測所) から 須賀川市森宿字ビワノ首(準用河川辰根川合流点) まで

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (危険水位)	計画 洪水量 (m^3/s)
滑川	関下水位	須賀川市 仁井田字 四十担	1.30m	1.80m	2.24m	2.76m	540

(3) 水防警報発表者 福島県須賀川土木事務所長

(4) 対象水位観測所の水防警報の発表時期の基準

河川名	観測所	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他
滑川	関下水位	水位 1.30mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位 1.30mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位 1.80mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫を注意水位以下に下げたとき	水位は1時間毎に数字で行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する

(備考) 水位については、福島河川国道事務所、須賀川土木事務所と連絡を密にし、随時情報を得るよう努める。

第8章 水防活動

第1節 水防巡視

- 1 水防本部長は、洪水予報などの通知を受けたときは、水防（消防）団長を通し、直ちに各河川の水防（消防）団分団長に対しその通報を通知し、必要団員により河川、水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が〔第5章第1節〕水位観測所の通報水位又は警戒水位に達したときは、直ちに関係水防（消防）団分団長に通知するとともに、さらに必要な団員を招集し、警戒活動に当たるものとする。

2 分団の水防受持区域

担当分団	受け持ち区域	人員	集合場所	責任者
第2分団	古舘、古河、栄町、中宿、崩免、境免、古屋敷、仲の町、台、中曽根、塚田、前川、北町、長祿町、丸田町、館取町、下宿前、上人坦、六郎兵衛、昭和町、弘法坦、愛宕町	24	第1班屯所	第2分団長
第3分団	浜尾、和田、前田川	32	前田川班屯所	第3分団長
第4分団	牛袋町、卸町、岡東町、陣場町、茶畑町、影沼町、堀底町、森宿、下宿町	99	西川班屯所 下宿班屯所	第4分団長
第5分団	岩渕、稲、保土原	67	岩渕班屯所	第5分団長
第6分団	江持、堤	78	上江持班屯所 下江持班屯所 堤班屯所	第6分団長
第7分団	滑川、十貫内	76	滑川班屯所	第7分団長
第8分団	下小山田、小作田、市野関、日照田、田中	60	下小山田班屯所 大東コミュニティセンター 市野関班屯所	第8分団長
第10分団	矢田野	82	矢田野班屯所	第10分団長
第11分団	長沼、滝の一部	55	長沼班屯所 滝班屯所	第11分団長

（令和6（2024）年4月1日現在）

- 3 各分団長は、洪水予報などの通知を受けたときは、随時河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況などを水防本部長に報告するものとする。
なお、水位が警戒水位に達したときは、水防本部長は防災行政無線等により地域住民に周知するものとする。
- 4 各分団長は、河川の水位が警戒水位に達したときは、常時河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を水防本部長に報告するとともに団員を招集し水防活動に当たり、その旨を水防本部長に報告するものとする。
- 5 各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域内住民の避難立退きを必要と認めるときは、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防本部長に報告するものとする。

第2節 出動及び水防活動

- 1 水防本部長が管下の水防（消防）団を非常配備に着かせるための指令は、次の場合に発するものとする。
 - (1) 水防本部長が自らの判断により必要と認めたとき。
 - (2) 所轄河川等が警戒水位に達する等、治水上の危険等が生じたとき。
 - (3) 水防法第16条による水防警報が発表されたとき。
 - (4) その他、福島県県中建設事務所、須賀川土木事務所から指示があったとき。
- 2 水防法第17条による水防（消防）団の出動段階は、次のとおりである。
 - 第1段階 待 機 水防（消防）団の足止めを行うもの。
(洪水が予想され、刻々増水している場合)
 - 第2段階 準 備 水防器材の整備点検、水門開閉の準備並びに水防（消防）団に出動、準備を通知するもの。
(水防団待機水位に達して、更に増水が予想される場合)
 - 第3段階 出 動 水防（消防）団の活動を通知するもの。
(はん濫注意水位に達して、なお増水が予想される場合)
 - 第4段階 解 除 水防活動の終了を通知するもの。
(特に堤防に被害なくはん濫注意水位以下に復した場合)

3 水防活動の留意点

- (1) 水防（消防）団員は、出動前よく家事を整理し、出動した後は部署を遵守すること。また、自らの安全確保に努めること。
- (2) 活動中は、上司の命令に従い、団体行動をとり、常に所在を明らかにすること。
- (3) 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確及び慎重を期し、私語を慎み、「漏水」「破堤」等の想像による言葉などでみだりに人を動揺させてはならない。
- (4) 洪水時において堤防に異状が起こる時期は、滞水時間にもよるが、概ね水位が最大するとき、又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多いので、洪水が最盛期を過ぎても十分減水するまで厳重に警戒すること。
- (5) 地震後の水防活動においては、堤防の漏水、沈下の状況に特に留意するものとし、河川の水位に応じ被害の拡大を防止すべく適切な措置を取るものとする。

第3節 水防通報

1 決壊等の通報

須賀川市は、堤防が決壊し、またはこれに準ずべき事態が発生した場合には、水防法第25条の規定に基づき、直ちにその旨を福島県県中建設事務所・須賀川土木事務所及び氾濫が見込まれる他の水防管理団体並びに国土交通省直轄工事区域にあつては、東北地方整備局福島河川国道事務所に通報するものとする。

2 決壊後の措置

堤防等の施設が決壊した場合においても、水防管理団体及び水防（消防）団は水防法第26条の規定に基づき、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

3 避難のための立退き

洪水、雨水出水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は、必要と認める区域の居住者、滞在者等に対し水防法第29条の規定による避難のための立退き又はその準備を指示することができる。なお、市長が指示する場合はその旨を須賀川警察署長に通知するものとする。

第4節 協力及び応援

河川管理者は、自らの業務等に照らし、可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力を行う。

協力の内容は以下のとおりとする。

- 1 河川に関する情報の提供
- 2 重要水防箇所の合同点検
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与
- 5 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- 6 水防活動の記録及び広報

第5節 水防解除

水位が警戒水位以下に減じ、水防警報が解除され、水防警戒の必要がないと水防本部長が認めたとき。

第6節 水防活動の報告

- 1 水防（消防）団長は、水防活動終了後速やかに水防本部長に報告しなければならない。
- 2 水防本部長は、福島県須賀川土木事務所経由で知事に水防活動を報告するものとする。

第9章 水 防 演 習

水防法第32条の2により、水防（消防）団等による水防訓練を行うよう努めるものとする。

第10章

浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

1 浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合や雨水出水による浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係る洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

(1) 阿武隈川上流浸水想定区域図

（平成28(2016)年6月公表：国土交通省東北整備局福島河川国道事務所）

(2) 釈迦堂川浸水想定区域図

（令和元(2019)年9月公表：福島県河川港湾総室河川整備課）

(3) 阿武隈川水系滑川浸水想定区域図

（令和4(2022)年8月公表：福島県県中建設事務所）

(4) 雨水出水浸水想定区域図

（令和6(2024)年5月公表：須賀川市）

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、当該次に掲げる事項について定めることとなっている。

なお、本市における洪水予報河川及び水位周知河川は、本計画第7章に記載のとおりである。

(1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

本計画第6章の外、本市地域防災計画による。

(2) 避難場所及び避難経路に関する事項

本市地域防災計画による。

(3) 浸水想定区域に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の

名称及び所在地

要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。

本市地域防災計画に定められているこれらの施設の名称及び所在地は次のとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用して施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

浸水想定区域内の要配慮者利用施設

区分	名称	所在地	電話番号	洪水浸水想定区域	雨水出水浸水想定区域該当の有無	連絡担当課
			FAX 番号			
高齢者等福祉施設	須賀川市老人福祉センター	茶畑町 71	75-5531	釈迦堂川	—	市民安全課
			電話と同じ			
	労働福祉会館	茶畑町 65	76-1991	釈迦堂川	—	市民安全課
			電話と同じ			
介護保険事業所 介護保険事業所	いにしえデイサービス	下宿町 98	63-7432	阿武隈川	○	市民安全課
			63-7415			
	グループホームいにしえ	下宿町 83	63-7414	阿武隈川	○	市民安全課
			63-7415			
	グループホームすずらん紡（つむぎ）	小作田字荒町台 17	94-2930	阿武隈川	○	市民安全課
			79-2935			
	グループホームすずらん日向	日向町 17	73-3303	釈迦堂川	○	市民安全課
			73-3364			
	しあわせ本舗	浜尾字前田 115-1	94-8130	阿武隈川	—	市民安全課
			94-8240			
	須賀川市デイサービスセンター	茶畑町 71	72-7411	釈迦堂川	—	市民安全課
			72-7412			
	せいふうケアリハビリ・ホーム須賀川	館取町 82-2	63-7345	釈迦堂川	—	市民安全課
			63-7346			
	ツクイ須賀川	塚田 89	63-7709	阿武隈川	—	市民安全課
			63-7710			
	つくしデイサービス紡	小作田字荒町台 17	94-2327	阿武隈川	○	市民安全課
			94-2328			
	ニチイケアセンター西川	新町 111	63-7553	釈迦堂川	○	市民安全課
			73-1017			
	丸光ケアサービス須賀川支店	古 屋 敷 135-1	63-7703	阿武隈川	—	市民安全課
			63-7707			
	特別養護老人ホームいわせ長寿苑	矢沢字明池 158	65-2448	滑川	—	市民安全課
			65-3290			
	デイサービスいわせ長寿苑	矢沢字明池 158	65-2448	滑川	—	市民安全課
			65-3290			

区分	名称	所在地	電話番号 FAX 番号	洪水浸水想定 区域	雨水出水 浸水想定 区域該当 の有無	連絡担当課
障がい福祉サ ービス事業所	障がい福祉サ ービス事業カ ノン	前田川字宿 47	73-3441	阿武隈川	—	市民安全課
			73-3604			
	ワークショッ プすかがわ	長祿町 77	72-7766	阿武隈川	—	市民安全課
			電話と同じ			
	かるみあ須賀 川	中宿 351	94-8880	阿武隈川	○	市民安全課
			94-8881			
	プレップスク ール西川教室	茶畑町 64- 1 103 号	94-5801	釈迦堂川	—	市民安全課
			電話と同じ			
	プレップスク ール茶畑教室	茶畑町 64- 1	76-7610	釈迦堂川	—	市民安全課
			電話と同じ			
	プレップスク ール丸田教室	茶畑町 64- 1	76-2377	釈迦堂川	—	市民安全課
			76-7610			
障がい者就労 施設	ベストキッド 須賀川校たん ぽぽ	館取町 82- 2	94-7676	釈迦堂川	—	市民安全課
			94-7678			
	ベストキッド 須賀川校あさ がお	影沼町 253	94-7076	釈迦堂川	○	市民安全課
			94-7075			
	らぼらぼら	上人坦 144	94-2709	阿武隈川	—	市民安全課
			94-2708			
グループホーム	いわせの家	柱田字水押 1	65-3870	滑川	—	市民安全課
			65-3870			
	コーポラスい ちの	小作田字西 館 87	79-4533	阿武隈川	—	市民安全課
			79-3009			
	ホーム笹平	前川 19	63-0080	阿武隈川	○	市民安全課
			電話と同じ			
保育所	第一保育所	館取町 145	76-5121	釈迦堂川	○	市民安全課
			電話と同じ			
	第二保育所	塚田 95	76-5122	阿武隈川	—	市民安全課
			電話と同じ			
	双葉こどもの 園	新町 169	76-0606	釈迦堂川	—	市民安全課
			—			
	須賀川病院付 属保育所	館取町 108	75-2211	釈迦堂川	○	市民安全課
			75-1896			
病院	須賀川病院	丸田町 17	75-2211	釈迦堂川	○	市民安全課
			75-1896			
診療所 (有床)	須賀川セント ラル眼科	岡東町 101	72-1777	釈迦堂川	—	市民安全課
			72-1778			

3 洪水ハザードマップ

本市では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップ等を市のホームページに掲載し、住民、滞在者そ

の他の者が情報を得られる状態にしている。

この洪水ハザードマップを有効活用し、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。